



取引先に対する CSR ガイドライン

第 1 版

Upsolar Japan 株式会社

2024 年 5 月



1. 公正な事業活動

1.1. 各国諸法令等の遵守

あらゆる企業活動の場において、国内外の法令を遵守し、社会規範に則った誠実かつ公正・公平な取引活動を行う。

1.2. 情報の開示と透明性の確保

法令等に基づく適時・適切な情報開示とともに、ステークホルダーに有用な情報提供など、透明性の確保に努める。

1.3. 知的財産の尊重

知的財産権の創造、保護、活用を図るとともに、他者の知的財産権を尊重し、権利侵害を行わない。取引先に関する情報を収集する際には、法令に則り、適切な手段・方法により実施して、取引先の企業秘密・知的財産権の侵害にならないよう十分配慮する。

1.4. 汚職・賄賂などの防止

政治、行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金などを行わない。

1.5. 反社会的勢力の対処

社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力又はそれと疑われる者からの不当な要求に対しては、断固として拒否し、一切の関係を遮断する。また、テロ行為、マネーロンダリング等の犯罪には一切関与しない。また、利用されることのないように留意する。

2. 人権・多様な文化の尊重

2.1. 人権の尊重、差別の禁止

人権を尊重し、人種、信条、宗教、性別、性的指向・性自認、国籍、年齢、出身、心身の障害、病気、社会的身分等を理由とする差別を行わない。

2.2. 非人道的な扱いの禁止

人の尊厳を傷つけるような行動(誹謗や中傷、ハラスメントなど)が行われないよう、一切の非人道的な扱いを禁止する。

2.3. 各国・地域の文化等の尊重

各国・地域の文化、慣習、言語を尊重し、国際社会や地域社会との調和に心掛ける。

2.4. 強制労働、児童労働の禁止

強制労働、児童労働等の非人道的な雇用の撲滅、適正な賃金支払の確保に努める。また、非人道的な雇用を行う企業とは取引をしない。

2.5. 労働者の基本的権利の尊重

国際条約や各国・地域の法令に基づき定められた労働者の権利(団体交渉権や結社の自由を含む)を尊重する。



3. 環境への対応

3.1. 地球環境の保全

環境関連法規、各国諸法令等を遵守し、地球環境の保全、環境汚染の防止、生物多様性の保護に努める。また、リサイクルの推進、省資源・省エネルギー、節水、温暖化ガス排出の削減等への積極的な取り組みに努める。

4. 従業員の就業環境整備

4.1. 適切な労働環境の確保

労働時間・休日・休暇・賃金等に関する労働関連法令を遵守し、違法な長時間労働の撲滅に努めるだけでなく、仕事と生活の統合(ワーク・ライフ・インテグレーション)の実現に向けた働き方を支援する。

4.2. 安全で衛生的な職場環境の構築

安全かつ衛生的な職場環境を保持し、日ごろから事故・労働災害の防止に努める。

5. 顧客・消費者からの信頼獲得

5.1. 情報管理の徹底

顧客・消費者のニーズにかなう商品・サービスとそれらに関する正しい情報を提供するとともに、顧客情報等を適切に保護・管理する。

5.2. 真摯・適正な対応

顧客・消費者の声を真摯に受け止め、適正に対応することで顧客・消費者の信頼を獲得する。